

厚生だより

2022
7

編集・発行／(一財)広島市職員互助会・広島市職員共済組合
広島市企画総務局人事部福利課

令和4年(2022年)7月1日号



(広島市みどり生きもの協会 写真提供)

開催・実施します

- ① 人間ドック・脳ドック・婦人科検診の追加申込みについて
- ② 特定保健指導をご利用ください!
- ④～⑤ 互助会招待事業(野球・サッカー)

えらべる倶楽部からのお知らせ

- ③ えらべる倶楽部「健康増進・リフレッシュ補助券」をご利用ください。

健康・相談

- ⑫ ニコニコ(2525) 過ごそう!
毎月25日はメンタルヘルス推進日^^
- ⑫ コロナ禍の熱中症予防
- ⑫ 笑顔でヘルシーダイヤル等

募集します

- ⑥ 団体傷害保険募集

お知らせします

- ⑤ 令和4年度広島市職員総合体育祭及び広島市職員総合文化祭中止のお知らせ
- ⑤ 永年会員慰労旅行券引替券取扱店のお知らせ
- ⑦ 互助会令和3年度決算
- ⑧～⑩ 職員共済組合令和3年度決算
- ⑪ ジェネリック医薬品をご利用ください
- ⑫ 被扶養者の資格確認
- ⑬～⑭ 標準報酬月額の時改定時について年間報酬の平均による保険者算定(年間算定)を行います
- ⑮ 障害厚生年金について

広島市職員共済組合員のみなさまへ

人間ドック・脳ドック・婦人科検診の追加申込みについて

共済組合
☎内81-2367
☎504-2062

市職員共済組合で実施している人間ドック・脳ドック・婦人科検診について、今回、下記により追加申込みを実施しますので、希望者は、別途各所属宛てに送付する実施要領等(庁内WEBにも掲載)により申込方法をご確認のうえ、お申し込みください。下記の期限までに申込みができなかった方については、9月頃実施予定の追加申込みでお申し込みください。

今回の追加申込みでは、広島市職員共済組合の組合員に加え、申込時点で広島市職員のうち協会けんぽへ加入している職員の方で、令和4年10月から組合員となる方も、お申込みいただけます(今年度すでに、会計年度任用職員(協会けんぽ加入者)を対象とした人間ドック等を受診される方は除きます)。

詳細は、別途送付する実施要領等(庁内WEBにも掲載)によりご確認ください。

健診機関の受け入れ可能人数には限りがあり、すでに受付を終了している場合は、希望に沿えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

～申込期限 7月15日(金)厳守～

申込方法

別途送付する実施要領等により申込方法をご確認のうえ令和4年7月15日(金)までに申し込んでください。

受診期間等

組合員:令和4年10月1日(土)～令和5年2月28日(火)

※医療機関ごとの実施日は、別途送付の「令和4年度受診医療機関一覧」をご確認ください。

実施内容

	対象者	検査内容	助成
人間ドック	組合員:原則、年度末年齢35歳以上。ただし、30歳から34歳までで体調不良の方も受診可能。	一般的な人間ドック検査(特定健康診査の検査項目含む) ※女性は子宮がん検査、乳がん検査を追加可能 ※50歳、55歳、60歳の男性職員には前立腺がん検査追加	毎年1回
脳ドック	組合員:年度末年齢40歳以上の方。ただし、人間ドックを同時に申し込むこと。	MRI又はMRA検査	3年に1回 ※節日対象者除く
婦人科健診のみ	組合員:人間ドックを受診しない女性組合員(年齢制限なし)	乳がん検査・子宮がん検査	毎年1回

教育委員会所属の公立学校共済組合員については、当健診の対象ではありません。

自己負担

区分	自己負担額
人間ドック	10,000円
人間ドック+脳ドック	18,400円
脳ドック	9,600円
婦人科検診	なし

人間ドック・脳ドック節日健診対象者

(任意継続組合員及び被扶養者の方除く。)

	節日健診対象者	自己負担額
人間ドック	年度末年齢40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の組合員	なし
脳ドック	年度末年齢50歳、60歳の組合員	なし

被扶養者人間ドック

被扶養者(35歳以上)の方を対象とした人間ドックの追加申込みは、9月頃実施予定です。

任意継続組合員人間ドック等

今月号の厚生だよりと同封の案内をご確認ください。申込期限以降に手続きをされた方及び任意継続組合員の被扶養者(いずれも35歳以上)の方を対象とした人間ドックの追加申込みは、9月頃実施予定です。

特定健康診査受診券

組合員被扶養者及び任意継続組合員・被扶養者(40歳から75歳の年齢に達するまで)の方は、当組合の発行する「特定健康診査受診券」により、無料で特定健診(メタボに着目した健診)を受診できます。

対象の方には、8月下旬ごろ、当組合よりご自宅に受診券を送付いたします。事前に受診券の交付を希望される方は、「特定健康診査受診券交付申請書」(庁内WEBに掲載)をご提出ください※人間ドックとの併用不可

特定健康診査・特定保健指導

40歳から75歳に達するまでの年齢の方は、人間ドック等を受診することにより、「特定健康診査」を受診したことになります。健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判断された方は、「特定保健指導」を利用していただきます。詳細は、次ページをご覧ください。

広島市職員共済組合員のみなさまへ 特定保健指導をご利用ください！

職員共済組合

☎内81-2367
☎504-2062

特定健康診査・特定保健指導とは

40歳から75歳までの年齢に達する組合員及び被扶養者が、人間ドック、定期健康診断などの健診を受診すると、特定健康診査（メタボに着目した健診）を受診したことになります。健診の結果、腹囲やBMIが基準値以上かつ、心血管リスク因子がある場合は、生活習慣を改善するための特定保健指導を受けることになります。特定保健指導には、リスクに応じて2つの支援があります。

①動機付支援

➡ 生活習慣病予備群。生活習慣を見直しましょう。

②積極的支援

➡ 生活習慣病のリスク高。積極的に生活習慣を改善しましょう。



つまり、「特定保健指導の対象者」＝「メタボ」＝放置しておくと**重い病気につながる** 恐れがある

→特定保健指導を受けて、生活習慣を改善し、**生活習慣病を予防** しよう！ということです。

特定保健指導実施内容

積極的支援

動機付支援

初回面接：目標・行動計画等の作成

継続支援

電話・メール等を使った支援（月1回以上）

実績評価（3～6か月後）

振り返り、血液・血圧検査、体重・身長・
腹囲測定（健診機関のみ）

利用方法

- ① ドック受診機関で利用。（受診日当日に開始）
- ② 共済組合からの案内に従い、SOMPOヘルスサポートを利用（ICT面談・訪問型面談対応！）

★短期雇用の方は利用できない場合があります。（※注1）

実施場所

- ① 各健診機関
- ② WEB面談やご希望の場所（忙しい方、手軽に始めたい方、被扶養者の方向け！）

費用について

利用期間中に、組合員資格がある場合は、費用は全て無料です。

職免について

職員が、特定保健指導を利用する場合、利用にかかる時間（面接等で移動する場合は、往復にかかる時間含む）は、各支援につき1回まで職免となります。利用者本人が、所属長に職免の申請を行ってください。各所属長においては、職員の健康維持のため、ご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

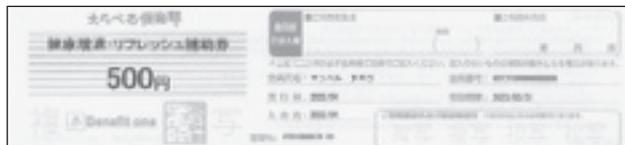
利用の際の注意事項

- ① 保健指導の実施期間は3～6か月です。（※注1）ご利用開始から、ご利用終了までに雇用が終了する方や資格が喪失する方等は原則、ご利用いただけません。必ず、ご自身の資格期間をご確認のうえご利用ください。
- ② 実績評価の際の、血液・血圧検査、体重・身長・腹囲測定は人間ドック健診機関で特定保健指導を実施した方のみ利用可能です。
- ③ 利用の際、場所の確保が必要な場合は、利用者本人が調整してください。
- ④ 健診機関で特定保健指導を利用されなかった方、特定保健指導の実施がない健診機関を受診された方、特定健康診査受診券を利用された任意継続組合員及び被扶養者の方に、当組合より、SOMPOヘルスサポートのご案内をいたします。利用勸奨は、職員の方は職場に、任意継続組合員及び被扶養者の方はご自宅に、SOMPOヘルスサポートより、お電話で意思確認をさせていただきますので、ご了承ください。

ご利用ください！「健康増進・リフレッシュ補助券」

人間ドック実施医療機関

令和4年度から、「健康増進・リフレッシュ補助券」の利用対象施設に、人間ドック実施医療機関の「吉島病院」と「JR広島病院」を追加しました。これにより次の23施設でご利用いただけます。



種別	施設名	所在地	利用ルール
人間ドック	中電病院	中区大手町 3-4-27	①年度内一度の受診に限り2枚まで利用可 (節目健診などで自己負担がない場合は利用不可) ②本人利用に限ります。 (被扶養者などは利用不可) ③事業主、職員共済組合又は公立学校共済組合が実施する「人間ドック」に限ります。 (「脳ドック」や「婦人科検診」、「オプション検査」などは利用不可) ④補助券の利用(支払い)は、人間ドック受診当日に限ります。
	広島中央健診所	中区八丁堀 10-10	
	広島原爆障害対策協議会 健康管理・増進センター	中区千田町 3-8-6	
	広島生活習慣病・がん健診センター	中区幟町 13-4 広島マツダビル 4・5階	
	グランドタワーメディカルコート ライフケアクリニック	中区上八丁堀 4-1 アーバンビューグランドタワー 4階	
	東部健診センター	安芸区船越南 3-24-27	
	マツダ病院	安芸郡府中町青崎南 2-15	
	総合健診センター (公益財団法人広島県地域保健医療推進機構)	南区皆実町 1-6-29	
	広島市立北部医療センター安佐市民病院	安佐北区亀山南 1-2-1	
	健康倶楽部	中区大手町 3-7-5	
	広島県環境保健協会	中区広瀬北町 9-1	
	アルパーク検診クリニック	西区草津新町 2-26-1	
	長崎病院ヘルスケアセンター	西区横川新町 3-11	
	西広島リハビリテーション病院	佐伯区三宅 6-265	
	広島通信病院	中区東白鳥町 19-16	
	国家公務員共済組合連合会 吉島病院	中区吉島東 3-2-33	
	JR広島病院	東区二葉の里 3-1-36	
	広島赤十字・原爆病院	中区千田町 1-9-6	
	市立三次中央病院	三次市東酒屋町 10531	
	日本鋼管福山病院	福山市大門町津之下 1844	
	東広島記念病院	東広島市西条町吉行 2214	
	広島生活習慣病・がん健診センター大野	廿日市市大野早時 3406-5	
	村上記念病院	尾道市新浜 1-14-26	



広島県立美術館特別展

広島県立美術館で開催される特別展でも「健康増進・リフレッシュ補助券」がご利用いただけます。

【開催日程】令和4年7月8日～9月4日

安野光雅美術館コレクション 安野先生のふしぎな学校



安野光雅「ふしぎなりのり」『はじめてであうすうがくの絵本1』より 1982年 ©空想工房

画家・安野光雅氏(1926-2020)の作品は、自然あふれる津和野での幼少時代に空想をめぐらせながら過ごした経験から生まれました。本展では、画家として独立する前の教員時代に着目し、「安野先生のふしぎな学校」として授業の科目に見立てて紹介します。

所在地：中区上幟町 2-22

特別展に限り1人1回の購入につき補助券1枚利用可(こども料金等で500円未満は利用不可)



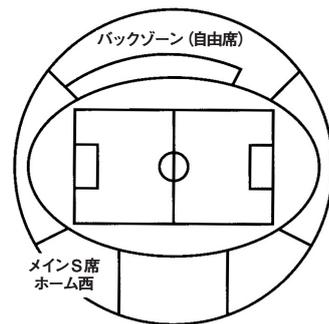
プロサッカー!!

IN エディオンスタジアム広島

募集内容

※スケジュールは変更になる場合があります。

開催日	キックオフ	対戦カード	募集人数	負担金
8月20日(土)	19:00	ガンバ大阪	50人	メインS指定席 2,200円 バックゾーン自由席 大人 1,400円 小中高生 400円



当選者には7月21日頃に通知書を発送します。申込期限後のキャンセル、変更等はできません。
注) 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、募集や試合が中止になる可能性がありますので、予めご了承ください。

申込期限

7月13日(水) 23:59まで

※観戦の際には、マナーとルールを守って応援しましょう。

互助会 Web 申込システムから申し込まれる方は

申込方法

互助会ホームページ <https://hgojokai.or.jp> 内の専用サイト (下記の QR コードを読み込むと便利です。)

申込受付: 7月1日(金)から

※専用サイトからの申込後、互助会への着信の有無等の問い合わせについては、お答えできませんのでご了承ください。



対象者

互助会会員及びその家族(配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹)

※配偶者の父母、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者は対象外

チケットの受け取り方法

当選通知書と負担金を互助会窓口へ持参し、チケットと引き換えてください。

なお、チケットの郵送を希望される場合は、所属に送付し、負担金は振り込み(振込手数料は本人負担)となります。

令和4年度広島市職員総合体育祭及び 広島市職員総合文化祭中止のお知らせ

互助会

☎内 81-2351

☎ 504-2060

今年度予定していた「総合体育祭及び総合文化祭」については、感染症に係る制限が緩和され、社会経済活動が通常に戻りつつあるものの、引き続き感染防止対策等を徹底する必要があることから、中止することとします。

永年会員慰労旅行券引替券 取扱店のお知らせ

互助会

☎内 81-2358

☎ 504-2063

脱退 下記の永年会員慰労旅行券引替券取扱店が脱退となりますので、お知らせします。

【取扱店】 株式会社 日本旅行 【脱退日】 令和4年8月31日

団体傷害保険募集

普通傷害保険、家族傷害保険、医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険

互助会

☎ 81-2353-2358

☎ 504-2063

加入申込締切り 7月20日(水)

この保険は、勤務内外を問わず、傷害事故による死亡・後遺障害・入院・通院・手術を補償するものです。また、個人賠償責任補償特約がセットされていますので、日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりした場合に保険金をお支払いします。病気についても、オプションとして加入することができ、入院・退院後通院・手術について補償します。保険料は、団体割引により割安となっております。

保険期間 令和4年8月1日から1年間となります。

プランの選択 傷害プランには、3つのプランがあり、自由に組み合わせて加入することができますが、加入口数は、各プラン（1被保険者につき）1口のみです。また、オプションとして病気プランに加入することができます、加入口数は、1口のみです。

〈傷害プラン〉

・ファミリープラン…このプランに申込みをいただきますと、ご家族全員（ご本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族または別居の未婚の子）が自動的に保険の対象となります。

・カップルプラン…ご本人と配偶者が対象となります。

・パーソナルプラン…申込みの際に記名された方だけが対象となります。

〈病気プラン（オプション）〉

・病気プラン…申込みの際に記名された方だけが対象となります。

申込手続き 7月上旬に各所属ヘリーフレットと加入申込書を配付しますので、既加入者の追加加入、変更、脱退希望の方は、申込書に記入、押印の上提出してください。また、未加入者の方は、広島市流通センター（株）へ送付希望書（専用チラシ裏面）を提出し、リーフレットと加入申込書の配付を受けた後、申込書を提出してください。

保険料控除 保険料の給与引き去りは、10月からとなります。

※詳細については、7月上旬に配付するリーフレットをご覧ください。

〈引受保険会社〉

（幹事）損害保険ジャパン（株）

東京海上日動火災保険（株）・あいおいニッセイ同和損害保険（株）・三井住友海上火災保険（株）・共栄火災海上保険（株）

※上記引受保険会社は変更の可能性があります。

保険料と補償額

〈傷害プラン〉

（保険期間1年、団体割引15%）

ご加入プラン		ファミリープラン			カップルプラン			パーソナルプラン			
		FA	FB	FC	CA	CB	CC	PA	PB	PC	
月額保険料		4,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	500円	
補償内容	本人	死亡・後遺障害	66.3万円	66.3万円	38万円	47.4万円	9.8万円	9.8万円	649.3万円	94.5万円	9.8万円
		入院日額	5,000円	4,000円	3,000円	7,500円	5,000円	1,600円	5,000円	3,000円	1,100円
		通院日額	4,000円	3,000円	2,000円	4,500円	3,000円	1,500円	3,000円	2,000円	1,000円
		手術保険金	入院中の手術：入院日額の10倍			外来の手術：入院日額の5倍					
	配偶者	死亡・後遺障害	55万円	50万円	35万円	30万円	7万円	6.2万円	-	-	-
		入院日額	4,000円	3,000円	2,000円	5,000円	3,000円	1,100円	-	-	-
		通院日額	3,000円	2,000円	1,000円	3,000円	2,000円	1,000円	-	-	-
		手術保険金	入院中の手術：入院日額の10倍			外来の手術：入院日額の5倍					
	親その他家族	死亡・後遺障害	40万円	40万円	30万円	-	-	-	-	-	-
		入院日額	3,000円	2,500円	1,500円	-	-	-	-	-	-
		通院日額	2,000円	1,400円	1,000円	-	-	-	-	-	-
		手術保険金	入院中の手術：入院日額の10倍			外来の手術：入院日額の5倍					
個人賠償責任		5,000万円（ご家族全員が対象）									

〈病気プラン（オプション）〉

（保険期間1年、団体割引20%）

年齢	0~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
月額保険料	380円	530円	620円	680円	750円	940円	1,190円	1,780円	2,400円	3,600円
入院日額	5,000円（日帰り入院OK・0日から）									
退院後通院日額	3,000円（継続して4日を超える入院の退院後の通院が対象）									
手術保険金	入院中の手術：入院日額の10倍					外来の手術：入院日額の5倍				

互助会 令和3年度決算

互助会

☎内 81-2352
☎504-2060

互助会の令和3年度決算の概要についてお知らせします。

給付・育成事業会計

会員の慶弔などに対して各種の給付を行うとともに、会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」により、会員へ幅広いサービスを提供しました。

《給付実績》

種別	件数	金額
祝金(結婚・入学ほか)	3,516件	116,638,000円
永年会員祝金・慰労旅行券	807件	23,322,000円
香 げ 料	469件	14,700,000円
療 養 見 舞 金	256件	12,800,000円
育 児 休 業 見 舞 金	274件	13,700,000円
せ ん 別 金	416件	21,804,000円
合 計	5,738件	202,964,000円

《鷹野橋職員会館利用状況》

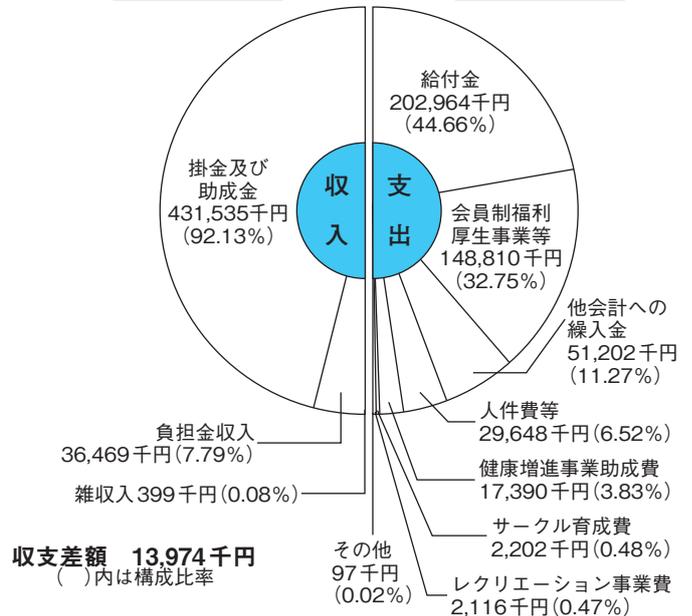
区分	利用者数	区分	利用者数
体育ホール	3,647人	サービスエリア	917人
サークル室	3,325人	茶室・娯楽室	421人
ミーティングルーム	549人	合 計	8,859人

《会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」委託料支払実績》

延会員数(水道局含む)	金額
290,444人	112,143,727円

収入 468,403千円

支出 454,429千円



《育成振興事業実施状況》

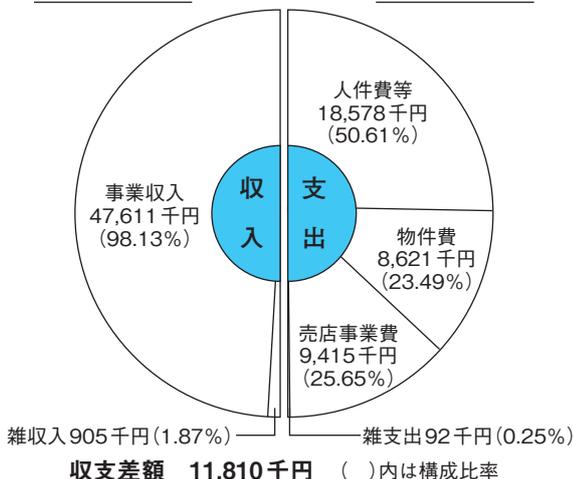
種別	人数	金額
招待事業(広響演奏会)	126人	648,300円
サークル育成	524人	2,201,996円
共済組合との共同事業	-	1,467,242円
インフルエンザワクチン接種費用助成	9,169人	17,390,149円
合 計	9,819人	21,707,687円

収益事業会計

積立年金保険・グループ保険を中心とした各種生命保険等の事務取扱いなど、生活を明るく豊かにする各種事業を行いました。

収入 48,516千円

支出 36,706千円

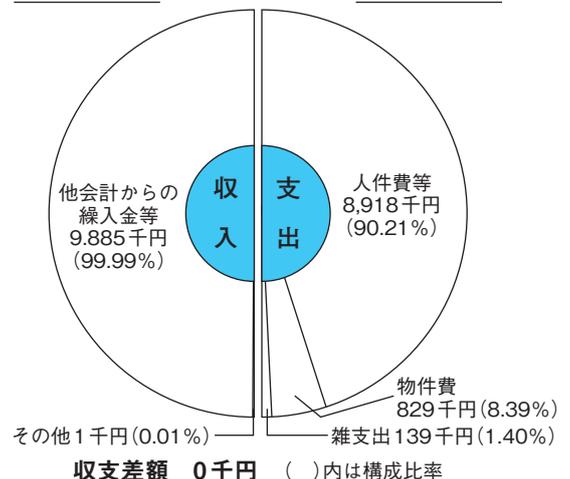


法人会計

法人運営に係る管理業務や、法人全般に係る業務を行いました。

収入 9,886千円

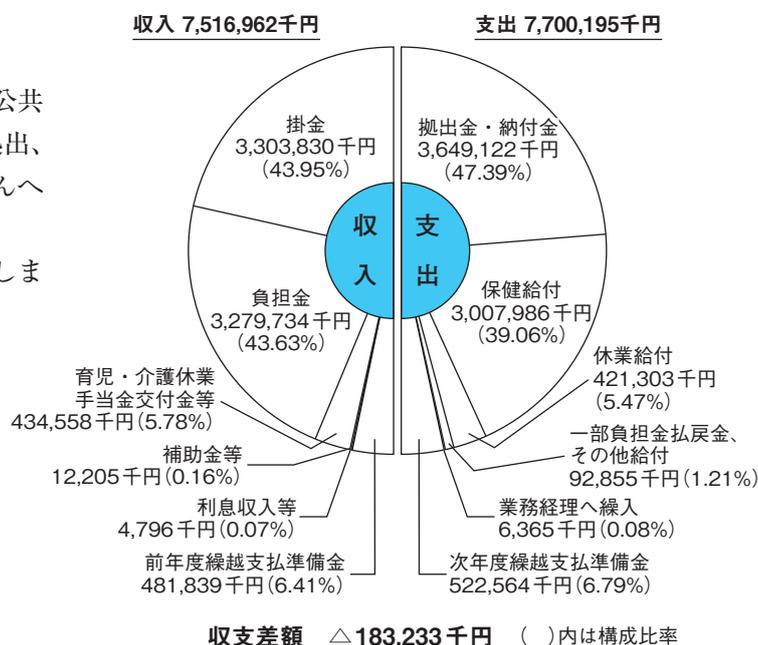
支出 9,886千円



短期経理

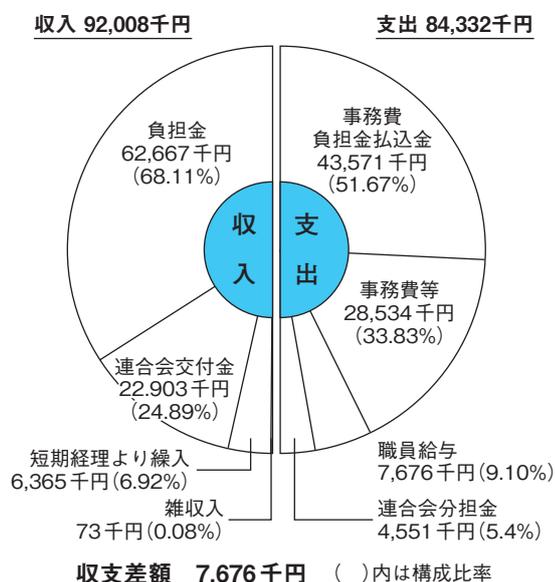
この経理は、組合員の皆さんからの掛金、地方公共団体の負担金等により、療養の給付、納付金の拠出、育児休業、介護休暇を取得している組合員の皆さんへの手当金の支給等を行うものです。

収支差額については、積立金を取り崩し補てんしました。



業務経理

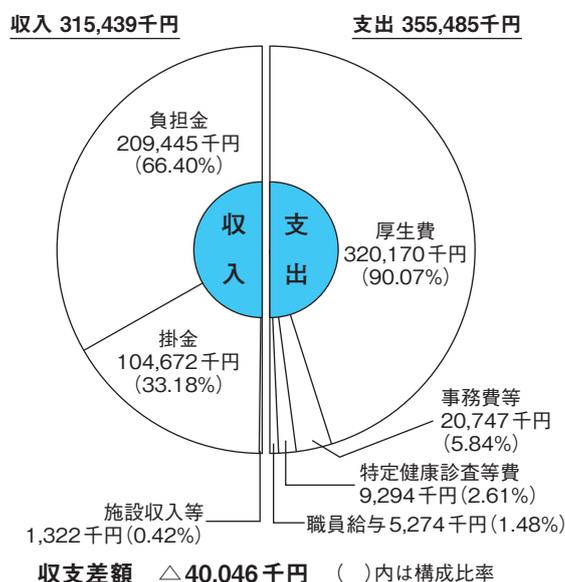
この経理は、組合の事務（貸付事業、保健事業に係る事務を除く。）に要する経費をまかなうものです。収支差額については、積立金として積み立てました。



保健経理

この経理は、組合員の皆さんからの掛金、地方公共団体の負担金等により、人間ドック、特定健康診査、特定保健指導、コテージ湯の山の運営、産業マッサージ利用助成等の各種保健事業を行っています。

収支差額については、積立金を取り崩し補てんしました。



貸付経理

この経理は、組合員の皆さんの住宅資金や臨時の支出に必要な資金の貸付を行っているもので、貸付に要する財源には、退職等年金預託金管理経理からの借入金等を充てています。

収入は貸付金の利息で、支出は退職等年金預託金管理経理への支払利息と事務費です。収支差額については、積立金として積み立てました。

《令和3年度貸付状況》

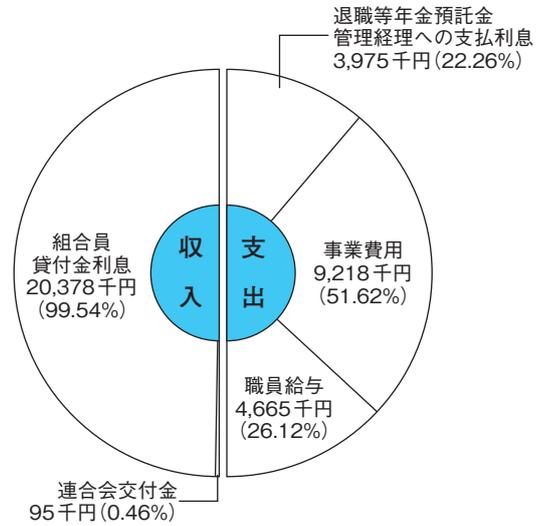
貸付種別	貸付件数	貸付金額	1件当たり平均貸付額
普通貸付	18件	21,910千円	1,217,222円
住宅貸付	1件	6,000千円	6,000,000円
特別貸付	36件	46,890千円	1,302,500円
合計	55件	74,800千円	1,360,000円

《貸付金の令和3年度末状況》

貸付件数	貸付金現在高
1,034件	1,520,587千円

収入 20,473千円

支出 17,858千円



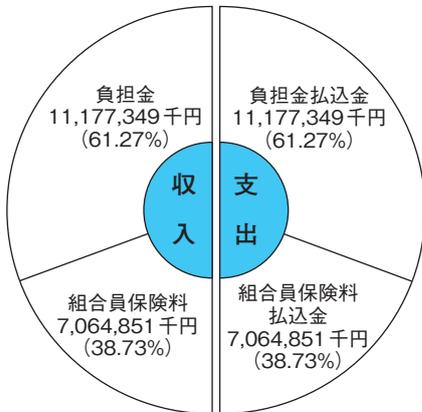
収支差額 2,615千円 ()内は構成比率

厚生年金保険経理

この経理は、平成27年10月に共済年金が厚生年金へ一元化されたため、その厚生年金に係る組合員保険料・負担金を扱う経理です。

収入 18,242,200千円

支出 18,242,200千円



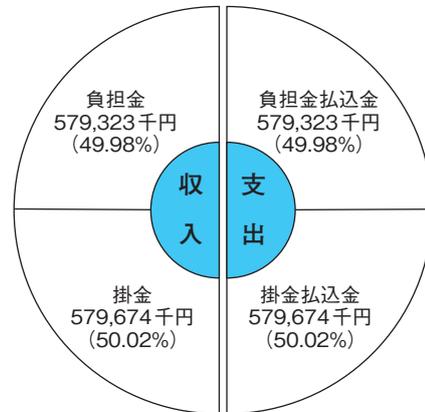
収支差額 0千円 ()内は構成比率

退職等年金経理

この経理は、平成27年10月に共済年金の一部である職域部分が廃止となり、新たに退職等年金給付が行われることになったため、その掛金・負担金を扱う経理です。

収入 1,158,997千円

支出 1,158,997千円

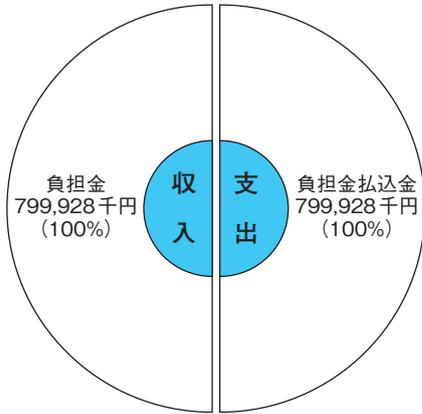


収支差額 0千円 ()内は構成比率

経過的長期経理

この経理は、平成27年9月までの公務を理由とする障害給付及び遺族給付決定分に対する経過的給付について、地方公共団体の負担があるため、その負担金を扱う経理です。

収入 799,928千円 支出 799,928千円

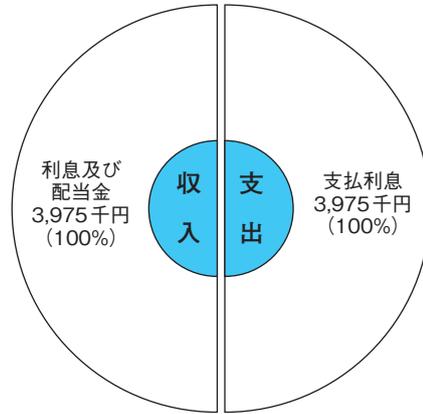


収支差額 0千円 ()内は構成比率

退職等年金預託金管理経理

この経理は、平成30年度より設けられた経理で、貸付事業の原資を全国市町村職員共済組合連合会から借り入れており、その借り入れた資金を扱う経理です。

収入 3,975千円 支出 3,975千円



収支差額 0千円 ()内は構成比率

預託金の運用状況 (退職等年金預託金管理経理)

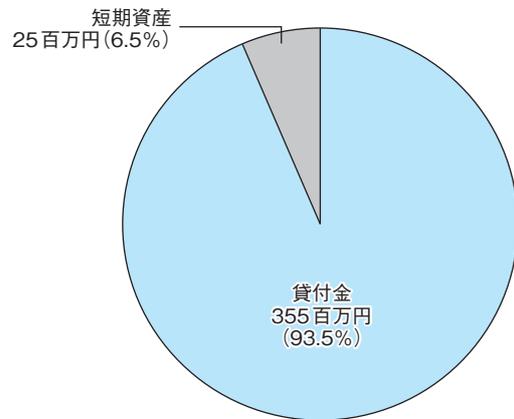
令和3年度

(単位：百万円)

資産区分	年度末の時価総額		修正総合利回り
	金額	構成割合	
貸付金	355	93.5%	1.00%
短期資産	25	6.5%	0.00%
合計	380	100.0%	0.93%

- 注1 それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。
 注2 修正総合利回り = (実現損益 + 未収収益増減) ÷ (簿価平均残高 + 前期末未収収益) × 100 (%)

〈令和3年度末の時価総額〉



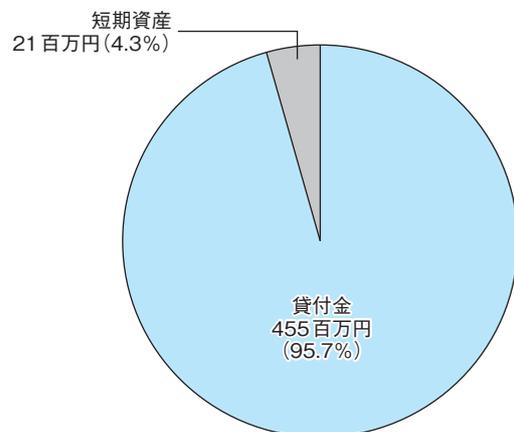
(参考) 令和2年度

(単位：百万円)

資産区分	年度末の時価総額		修正総合利回り
	金額	構成割合	
貸付金	455	95.7%	1.00%
短期資産	21	4.3%	0.00%
合計	476	100.0%	0.96%

- 注1 それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。
 注2 修正総合利回り = (実現損益 + 未収収益増減) ÷ (簿価平均残高 + 前期末未収収益) × 100 (%)

〈令和2年度末の時価総額〉



* 預託金とは、地方公務員等共済組合法施行令第17条の2第1項第5号の規定に基づき、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように全国市町村職員共済組合連合会が各構成組合へ預託し、管理されている資金である。

ジェネリック医薬品をご利用ください

職員共済組合

☎内81-2372

☎504-2062

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先に開発されたお薬（先発医薬品）の特許が切れた後に発売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効き目を持つ医薬品です。開発費が抑えられるため、低価格で提供することができます。

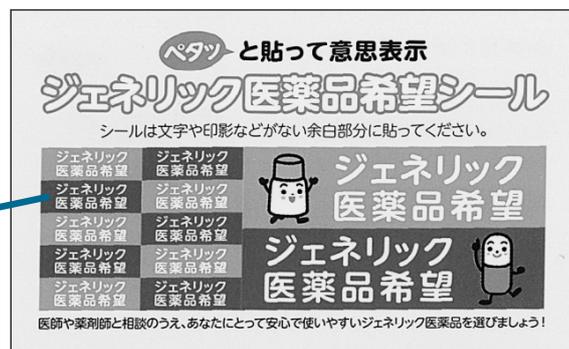
広島市職員共済組合では使用促進の一環として、今年6月に全組合員へ「ジェネリック医薬品希望シール・希望カード」を配付しています。

医療費に係る組合員の負担軽減及び、共済組合の負担する医療費削減による財政の安定化の観点からも、是非、ジェネリック医薬品をご利用ください。

【ジェネリック医薬品希望シールの使い方】

台紙からシールをはがして、組合員証やお薬手帳等の余白部分に貼ってお使いください。

本人（組合員）	令和〇年〇月〇日交付
広島市職員共済組合 組合員証 記号 21	番号 000000
氏名 共済 太郎	性別 男
生年月日 平成〇年〇月〇日	資格取得年月日 令和〇年〇月〇日
発行機関所在地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	公印
保険者番号 32340317	
名称 広島市職員共済組合	TEL 082(504)2062



【ジェネリック医薬品について分からないことは】

- 日本ジェネリック製薬協会 <https://www.jga.gr.jp/>
- かんじゃさんの薬箱 <http://www.generic.gr.jp/>
- 医薬品医療機器総合機構（くすり相談窓口）03-3506-9457



被扶養者の資格確認

職員共済組合

☎内81-2367
☎504-2062

資格取消について

職員共済組合員の被扶養者が、就職や年金受給開始・改定などにより、将来に向っての年間収入が130万円(障害年金受給者又は60歳以上で公的年金等受給者については180万円)以上ある場合、資格取消の手続きが必要です。

また、被扶養者が就職し、就職先で健康保険証を交付された場合も、収入額とは関係なく、被扶養者の資格取消の手続きが必要です。

速やかに「被扶養者申告書」に必要書類を添付して、職員共済組合(給与担当課経由)に届け出てください。

手続きを忘れ、そのまま組合員被扶養者証を使用された場合、その期間の医療費を全額、職員共済組合に返還していただくことになりますので、ご注意ください。

ここでいう収入は、一時的な収入(退職金等)を除き、継続的なものをいいます。

【収入の範囲】

1. 給与収入(通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む)
2. 各種年金収入(国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・障害年金・遺族年金・各種恩給・労災年金・個人年金等、介護保険料等控除前の総支給額)
3. 事業収入(農業・商業等自家営業に基づく収入・保険の外交等自由業に基づく収入)
4. 不動産収入(土地・家屋・駐車場等の賃貸収入)
5. 利子・投資収入(預貯金利子・有価証券利子・株式配当金等)
6. 雑収入(原稿料・印税・講演料等)
7. 健康保険の傷病手当金
8. 雇用保険の失業等給付
9. 組合員以外からの仕送り(生計費・養育費等)
10. その他継続性のある収入(譲渡収入・遺産相続の分割収入等)

資格更新について

今年度末に満23歳以上となる被扶養者(今年度中に新規認定された者、75歳に到達する者又は配偶者扶養手当を受給している者を除く)のある組合員の方は、その被扶養者を引き続き扶養する場合、被扶養者の更新手続きが必要です。令和4年度の更新手続きがお済みでない方は、厚生だより6月号をご覧のうえ、速やかに手続きをしてください。

標準報酬月額の随時改定時について年間報酬の平均による保険者算定（年間算定）を行います

職員共済組合

☎ 81-2361-2362

☎ 504-2061

標準報酬月額を算定する際、「定時決定」だけでなく、「随時改定」においても算定の特例（年間報酬の平均による保険者算定（年間算定）※）が適用されます。

適用される条件は、定期昇給による固定的給与の変動の場合に限られるため、定期昇給が原則4月の広島市では、毎年7月の随時改定に適用されます。

※ 随時改定の算定期間となる3か月間に、例年発生する業務により時間外勤務が多くなることにより、大幅に報酬が変動する職場においては、次の要件を満たす場合、年間報酬の平均に基づいて標準報酬月額を決定することができます。

（年間算定の対象となる要件）

次のすべてを満たした場合に、年間算定の対象となります。

- 次の(1)と(2)との間に2等級以上の差があること
 - 昇給月以後の継続した3か月間（当年4月～6月）の報酬の平均から算出した標準報酬月額
 - 次の①と②の合計額から算出した標準報酬月額（年間平均額の標準報酬月額）
 - 昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた固定的給与の月平均額
 - 昇給月前の継続した9か月（前年7月～当年3月）と昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた非固定的給与の月平均額
- 上記1の2等級以上の差が業務の性質上、例年、発生することが見込まれること
- 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額（1.(2)）との間に1等級以上の差があること
- 年間算定を行うことについて、組合員が同意していること

※年間算定を行った結果「年間平均額から算出した標準報酬月額」が「現在の標準報酬月額」と同等級または下回る場合は、現在の標準報酬月額を引き続き適用します。

標準報酬月額の求め方

- 昇給月以後の継続した3か月間（当年4月～6月）の報酬の平均から算出した標準報酬月額

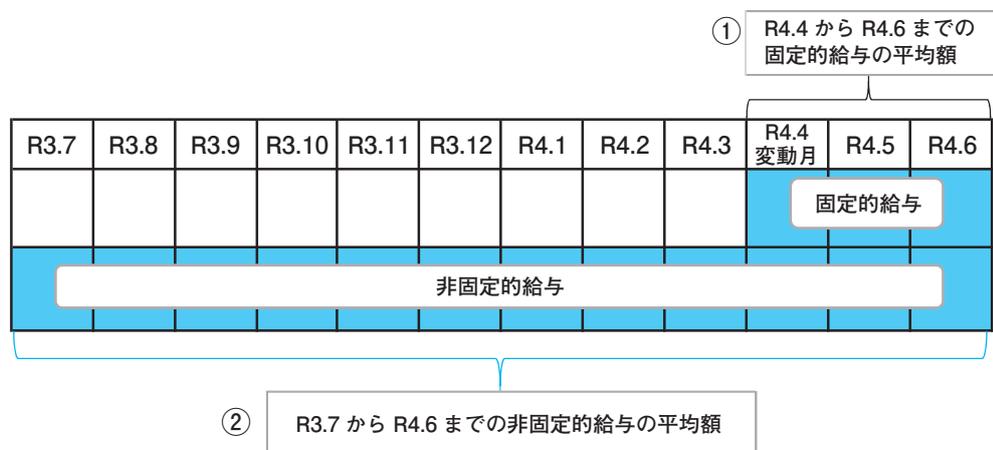
R4.4 から R4.6 までの固定的給与
及び非固定的給与の平均額

R4.4 変動月	R4.5	R4.6
固定的給与		
非固定的給与		

標準報酬等級表に当てはめる⇒(1)標準報酬月額

(2) ①と②の合計額から算出した標準報酬月額（年間平均額の標準報酬月額）

- ① 昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた固定的給与の月平均額
- ② 昇給月前の継続した9か月（前年7月～当年3月）と昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた非固定的給与の月平均額



①と②の合計額を、標準報酬等級表に当てはめる⇒(2)標準報酬月額

年間算定実施希望の申立について

前ページ（年間算定の対象となる要件）の1に掲げる2等級以上の差が生じ、年間算定の対象者に該当される可能性のある組合員がおられる所属あてに、共済組合より手続きに必要な書類の様式を7月中旬を目途に送付いたしますので、年間算定の実施を希望される場合は、その際の案内に沿って手続きを行ってください。

※年間算定に係る案内及び手続きに必要な書類については、年間算定により標準報酬月額が下がる組合員のみを送付します。

【手続きに必要な書類】

- ・様式1「年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）」（※所属長が記載）
 - ・様式2「随時改定における年間報酬の平均による保険者算定申立に係る報酬の比較及び組合員の同意書」
- ※様式1は、年間算定の要件である「2等級以上の差が業務の性質上、例年、発生する状況」について、所属長から申し立てていただくものです。

留意事項等

標準報酬月額が下がった場合、給与から控除される掛金・保険料は安くなりますが、標準報酬月額を基に算定される年金や各種給付の額も低くなりますので、標準報酬月額が下がることによるデメリットがないわけではありません。年間算定の実施を希望される場合には、このことに留意のうえ、手続きをしてください。

年間算定による標準報酬月額の決定時期について

年間算定の実施については、組合員から手続きに必要な書類の提出を受けてからとなりますので、通常の随時改定を適用した後、遡及して決定します。

障害厚生年金について

職員共済組合

☎011-2363-2364

☎504-2061

障害厚生年金とは、在職中のケガや病気(以下「傷病」といいます。)により、障害の認定を受けた場合に受給できる年金です。

● 障害厚生年金の要件（職員共済組合で受付できるもの）

障害の原因となった傷病の初診日（初めて医師の診察を受けた日）が在職中（組合員である間）にある場合で、次の①または②の状態に該当することが必要です。

① 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日等*）において、法令に定める障害等級1~3級の障害の状態にある場合。

※1年6か月を経過する前に障害の程度を認定する場合の具体例（一部）

内 容	認 定 日
腕・足などの切断	切断した日
人工弁・ペースメーカーなどの装着	その装置を入れた日
人工透析療法の施行	開始から3か月後

② 障害認定日には法令に定める障害の状態になくても、その後状態が悪化し、65歳になるまでに法令に定める障害等級1~3級の状態に該当した場合（事後重症）。

● 障害等級の認定

年金給付独自の認定基準（下表参照）に基づき診査するため、「障害厚生年金(障害基礎年金)の等級」と「身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」といいます。）の等級」とは異なります。これは、障害者手帳が、障害者の福祉を進めていく上で対象者を確定するためのものであるのに対して、年金は所得保障によって障害者の生活の維持・向上を図るのが目的であることから生じる相違です。

そのため、障害者手帳の交付を受けていても、年金の等級(1~3級)には該当しない場合もあります。

認定基準の基本的な考え方

等級	障 害 の 状 態
1級	日常生活で他人の介助を受けなければ、ほとんど自分の用を行うことができない程度
2級	1級より軽いが日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度 (例) 喉頭全摘出手術後の言語機能喪失、人工透析療法施行中の慢性腎不全 など
3級	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度 (例) 人工関節または人工骨頭の挿入置換、心臓ペースメーカーまたは人工弁の装着、人工肛門または新膀胱の造設 など

※(例)は、認定基準のうち具体的なものを示しています。実際には、専用の診断書（当組合にあります）に基づき、認定基準に照らして判定します。

● 在職中も支給されます（職域年金相当部分は、組合員である間、引き続き停止されます。）

● 障害厚生年金と老齢厚生年金のいずれかを選択

老齢厚生年金の受給権が発生した時点で、障害厚生年金と老齢厚生年金のいずれかを選択することになります。なお、年金の障害等級が3級以上で、厚生年金保険の被保険者でなければ、65歳になるまでの間、老齢厚生年金については、支給開始年齢から定額部分（組合員期間に係る老齢基礎年金相当部分）が支給されます（ただし、昭和36年4月1日以前生まれの人に限りません。）。

● 時効について

年金である共済給付金を受ける権利は、法律上決定の請求をすることができることとなった日の翌日を起算日として、5年を経過すると時効により消滅します。

ご不明な点等があれば、職員共済組合年金係までご相談ください。

ニコニコ(2525)過ごそう！ 毎月25日はメンタルヘルス推進日 ^^

福利課

☎@81-2365-2374-2375
☎504-2062

毎月25日のメンタルヘルス推進日には、ご自身の心身の健康状態を振り返りつつ、セルフケアを心がけましょう。
メンタルヘルス推進日には、庁内LAN 掲示板等を通じて各種相談窓口等(本誌にも掲載しています)の情報発信を行います。

ココロ

😊 ココロをラクにするコツー趣味の時間でリフレッシュ☆彡 😊

何をしても仕事のことが頭から離れない…。これでは気の休まる暇がありません。仕事のことをずっと考え、仕事と家庭の往復だけ、という同じ生活の繰り返し、心身を疲労に導く落とし穴です。



心底楽しめることに没頭していくうちに、いつの間にか嫌なことを忘れていくという経験はありませんか？

趣味は、何よりのオン・オフを切り替えるスイッチです。趣味や好きなことをする時間を持ち、仕事から離れることで、心の充電をすることができます。



「忙しいからできない」、とあきらめずに新しいことにチャレンジして、「30分あったら〇〇しよう。」「15分あったら〇〇できる」と、日常の楽しみにして、その時間ができたら趣味を満喫してください。

例えば通勤中や昼休みの10分だけでも、読書をしたり、好きな音楽を楽しむ、楽しい動画を観る、ということもできるかと思えます。是非、ご自身のための時間を作って、心身のリフレッシュをしましょう。



コロナ禍の熱中症予防

福利課

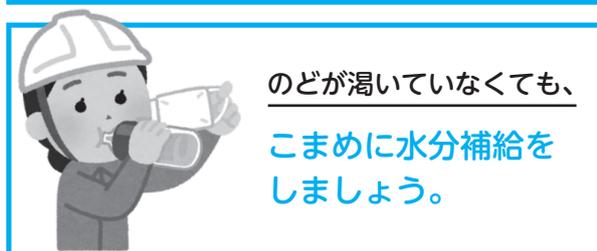
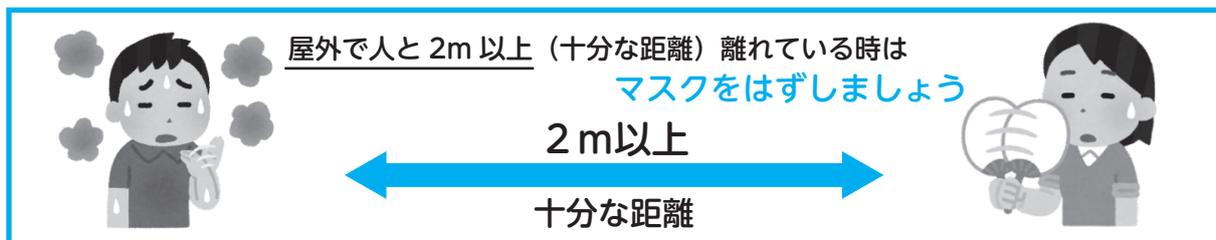
☎@81-2365-2374-2375
☎504-2062

ーマスクの着用により、熱中症のリスクが高まりますー

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、マスクを着用して生活していますが、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。

コロナ感染防止も続けながら、暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」にも注意していきましょう。

予防のポイント



(一財)広島市職員互助会特約店 JR西日本プロパティーズ株式会社

互助会会員
購入特典

プレディア舟入中町レジデンス

売買価格(税込)の **0.5%割引** (諸費用に
充当)

PREDEAR

プレディア舟入中町レジデンス



紙屋町1.6km。
(直線距離)

舟入本町電停 徒歩3分。
(約230m)

新観音橋東バス停 徒歩2分。
(約110m)



※外観完成予想図/図面を基に描き起こしたもので、実際のものと異なる場合があります。表現されている植栽は竣工から初期の育成期間を経た状態のものを想定して描いており、竣工時は植物の育成を見込んで必要な間隔をとって植えしております。形状の細部、設備機器等は表現しておりません。なお、敷地内の電柱、標識等につきましても表現していません。※記載の距離は住宅地図を基に現地からの最短距離を計測したものです。※徒歩での所要時間は、徒歩:80m/分 で計算し、小数を切り上げた概算です。

プレディア舟入中町レジデンス

モデルルーム公開中

完全予約制

時間割 ① 10:00~ ② 10:30~ ③ 13:00~
④ 13:30~ ⑤ 15:30~ ⑥ 16:00~

◎ご予約の状況により、ご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

〈売主〉

JR西日本プロパティーズ

国土交通大臣免許(2)第9056号、(一社)不動産協会会員、
(一社)不動産流通経営協会会員、
(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟
中国支社:〒733-0036
広島県広島市西区観音新町一丁目20番24号リョーコセンタービル4階
https://www.jrwpx.co.jp/

〈販売代理〉

三井不動産リアルティ中国
MITSUI FUDOSAN REALTY CHUGOKU

国土交通大臣免許(7)第5169号、(一社)不動産流通経営協会会員、
(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟
〒730-0037
広島県広島市中区中町9番12号(中町三井ビル6階)
https://www.mf-realty.jp/chugoku/

〈販売代理〉

KCE
INC. 株式会社 KCE

広島県知事免許(4)第9303号、
(公社)広島県宅地建物取引協議会会員
〒733-0002
広島県広島市西区楠木町三丁目3番1号



プレディア 舟入中町

予告広告

本広告を行い、取引を開始する
までは、契約または予約の申込、
並びに申込の順位の確保には
応じられません。予めご了承ください。
(販売開始予定時期2022
年7月中旬)

問い合わせ先



0120-870-517

◎営業時間/平日:午前10時~午後5時、土・日・祝:午前10時~午後6時 ◎定休日/火・水曜日

【プレディア舟入中町レジデンス 物件概要】所在地/広島市中区舟入中町6番1(地番)交通/広島電鉄「新観音橋東」バス停徒歩2分、広島電鉄「舟入本町」電停徒歩3分■総戸数/56戸■用途地域/商業地域■敷地面積/827.78㎡■建築面積/397.84㎡■延床面積/4,838.93㎡■構造・規模/鉄筋コンクリート造地上15階建■建築確認番号/第ERI-21037186号(2021年11月26日付)■分譲後の権利形態/敷地は共有、建物は区分所有■駐車場/総戸数56戸に対して33台(平置17台・機械式16台)(月額使用料:未定)■自転車置場/総戸数56戸に対して112台(月額使用料:未定)■バイク置場/総戸数56戸に対してバイク置場2台・ミニバイク置場4台(月額使用料:未定)■管理形態/区分所有者全員により管理組合を結成し、管理会社に委託■管理会社/JR西日本住宅サービス株式会社■建物竣工時期/2023年12月中旬予定■入居時期/2024年2月中旬予定■施工/株式会社鴻池組●広告有効期限/2022年7月末

※プレディア舟入中町レジデンス公式ホームページ(<https://www.predear.com/pj/funairinakamachi>)にて本広告を行う場合があります。予めご了承ください。



カーナビ検索 広島市中区西十日市町8-8

●三井のリパーク以外のコインパーキング

笑顔でヘルシーダイヤル 共 市

「急病」の時や「今すぐ相談したい」時、年中無休で24時間対応の電話健康相談(通話料無料)をご利用ください。専門のスタッフが即時相談に応じます。(携帯電話からの相談も可能です。)

【職員共済組合員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「職員共済組合員」又は「職員共済組合員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-003

【上記以外の広島市職員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「広島市職員」又は「広島市職員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-922

障害者である職員の合理的配慮についての相談 市

障害者である職員の合理的配慮についての相談を人事課で受け付けています。

【電話番号】

082-504-2050(内線 2395)

【電子メールアドレス(専用)】

hairyo-soudan@city.hiroshima.lg.jp

【相談方法】電話、電子メール、面接等

ハラスメントに関する相談 市

働きやすい職場環境を実現するためには、勇気を出して相談するなど行動することが大切です。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情を受け付けています。

各局・区等に相談員を配置しています(全庁資料室参照)。次の相談員に相談することもできます。

【男性相談員(人事課サービス担当課長)】

m-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2049(直通)又は内線 2319

【女性相談員(福利課職員健康管理担当課長)】

f-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2059(直通)又は内線 2370

【男性相談員(人事課長)】

504-2048(直通)又は 2310

〈プライバシーは守られます〉

健康相談室 共 市

☎240-2425【直通】

「職場の人間関係が上手くいかない」「家庭の悩み事で仕事に集中できない」などの悩みについて、相談員が親身になって相談にのります。

本人、家族、同僚などなたからの相談でも結構です。ご希望に応じて、カウンセラーとの対面相談の日時を決定します。

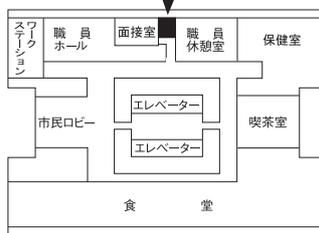
【相談受付】

月～金曜日

午前10時～午後3時30分

(相談は午後4時までで行います。時間外は留守番電話になっています。)

本庁舎16階健康相談室



ヒーリングCD貸出のお知らせ

リラクゼーション効果のあるCDを本庁舎16階健康相談室で貸し出しています。まず、電話で在庫の確認と予約をお願いします。

健康相談 市

産業医・保健師が、心と体の健康相談を行っています。

【産業医】

504-2679(直通)又は内線 2378

504-2681(直通)又は内線 2376

504-2682(直通)又は内線 2368

【保健師】

504-2062(直通)

又は内線 2365・2374・2375

●相談内容によっては面接相談を行います。

●禁煙相談も可能ですので、是非、ご相談ください。あわせて福利課HP「職員の禁煙の推進について」もご覧ください。

*☎…広島市職員共済組合員が利用できます
*☎…広島市職員が利用できます

〈プライバシーは守られます〉

なやみごと相談 市

☎223-7470【直通】

専門のカウンセラーによる、なやみごと相談を行っています。家庭の悩みごとや職場の人間関係、ハラスメントなど、こころの健康問題について相談やカウンセリングを行います。

【相談予約】

月～金曜日

(祝日、お盆及び年末年始を除く。)

午前10時～午後4時30分

【相談時間】

午前10時～午後8時(1回50分)

(土日祝日も含む毎日)

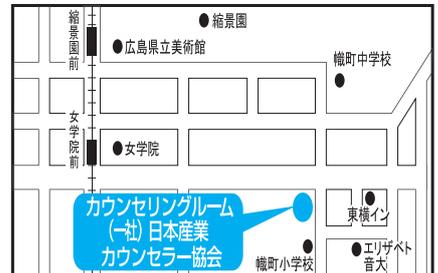
【相談方法】

あらかじめ、相談日時を電話で予約し、相談場所で面接の方法により行います。電話予約の際は、必ず「広島市の職員又は家族」で、「なやみごとの相談の予約」であることを教えてください。

【相談場所】

中区幟町3-1 第三山県ビル5階

(一社)日本産業カウンセラー協会



仕事と家庭生活の両立支援相談窓口 市

☎504-2887【直通】

仕事と家庭生活(育児や介護等)との両立について、相談員(保健師)が相談をお受けします。

ご家族からの相談、匿名での相談も可能です。

【相談方法】

電話、e-mail、面談(要予約)でご相談ください。

【電子メールアドレス(専用)】

ryouritsu@city.hiroshima.lg.jp

【相談時間】

午前9時15分～午後4時

●相談内容は、原則、相談員以外に伝えることはありません。(秘密厳守)

プロ野球公式戦今後の募集予定

※スケジュール・募集人数は変更になる場合があります。

募集時期	試合開始日時		対戦カード	募集人数	負担金
厚生だより8月号	9月2日(金)	18:00	DeNA	各100人 (1塁側90枚、 3塁側10枚)	内野指定席A (1塁、3塁) 1枚につき2,000円
	9月3日(土)	14:00			
	9月4日(日)	13:30			
	9月11日(日)	18:00	巨人		
	9月18日(日)	18:00	中日		
9月19日(祝)	14:00				

注) 新型コロナウイルス感染拡大の状況により入場制限が行われる場合は、募集を中止する可能性もありますので、予めご了承ください。

プロサッカー今後の募集予定

※スケジュール・募集人数は変更になる場合があります。
※9月以降の試合のキックオフ時間は8月上旬に発表の予定です。

厚生だより	開催日	キックオフ	対戦カード	募集人数	負担金
8月号	9月3日(土) or 4日(日)	未定	清水エスパルス	各50人	メインS指定席(ホーム西) 2,200円
9月号	10月1日(土) or 2日(日)	未定	浦和レッズ		バックゾーン自由席
	10月29日(土)	未定	北海道コンサドーレ札幌		大人 1,400円 小中高生 400円

注) 新型コロナウイルス感染拡大の状況により入場制限が行われる場合は、募集を中止する可能性もありますので、予めご了承ください。

広響定期演奏会今後の募集予定

募集時期	日時・場所	内容	募集人員	負担金
厚生だより 8月号	令和4年9月30日(金) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第424回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】ゲルグイ・マダラシュ 【ヴァイオラ】今井 信子 【曲目】コダーイ(生誕140年): ガランタ舞曲 バルトーク: ヴィオラ協奏曲Sz.120 コダーイ: 夏の夕べ バルトーク: バレエ「中国の不思議な役人」組曲	28人	S席 2,700円 A席 2,400円 B席 2,200円
厚生だより 9月号	令和4年10月14日(金) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第425回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】クリスティアン・アルミンク 【ヴァイオリン】アイレン・ブリッチン* 【曲目】ヴォーン=ウィリアムズ(生誕150年): 揚げひばり* ストラヴィンスキー(生誕140年): ヴァイオリン協奏曲ニ長調* フランツ・シュミット: 交響曲第2番	28人	
厚生だより 10月号	令和4年11月19日(土) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第426回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】シルヴァン・カンブルラン 【フルート】ワルター・アウアー 【曲目】メンアン(没後30年): 忘れられし捧げもの 尾高 尚忠: フルード協奏曲作品30b シューニベルク: 交響詩「ベレアスとメリザンド」作品5	28人	
厚生だより 12月号	令和5年1月20日(金) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第427回広島交響楽団定期演奏会 ～プロ改組50周年記念定期～ 【指揮】下野 竜也 【吉ひげ】宮本 益光 【ユディット】石橋 栄実 【語り】山岸 玲音 【曲目】コダーイ: 組曲「ハーリ・ヤーノシュ」作品15 バルトーク: 歌劇「青ひげ公の城」作品11/Sz.48(演奏会形式 原語上演・字幕入り)	28人	
厚生だより 1月号	令和5年2月23日(木・祝) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第428回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】秋山 和慶 【ピアノ】三浦 謙司 【曲目】ラフマニノフ(生誕150年): ピアノ協奏曲第3番ニ短調作品30 ラフマニノフ: 交響曲第3番ニ短調作品44	28人	
厚生だより 2月号	令和5年3月4日(土) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第429回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】鈴木 雅明 【曲目】モーツァルト: 歌劇「ドン・ジョヴァンニ」K.527序曲 モーツァルト: 交響曲第29番ニ長調K.201(186a) チャイコフスキー: 交響曲第6番ロ短調作品74「悲愴」	28人	

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 Ⓢ8月分コテージ湯の山利用抽選 Ⓢ7月分普通・特別貸付申込締切	6	7	8 Ⓢ7月分各種給付金締切 Ⓢ6月分各種給付金支払	9
10	11 Ⓢプロ野球観戦抽選申込締切 Ⓢ貸付金繰上償還申込締切	12	13 Ⓢプロサッカー観戦抽選申込締切	14	15 Ⓢ財形貯蓄7月分払戻請求締切 Ⓢ財形種立申込締切 Ⓢ人間ドック・脳ドック・婦人科検診の追加申込締切	16
17	18	19	20 Ⓢ団体傷害保険加入申込締切 Ⓢ7月給付申込締切 6月給付支払 Ⓢ8月分住宅貸付申込締切 Ⓢ7月分育児・介護休業手当金請求締切	21	22	23
24 31	25 Ⓢ6月分育児・介護休業手当金支払日 Ⓢ貸付金繰上償還振込期限 Ⓢ8月分産前産後休業掛金免除申出締切	26	27	28	29 Ⓢ財形払戻支払 Ⓢ9月分コテージ湯の山利用抽選申込期限 Ⓢ7月分普通・特別6月分住宅貸付日	30

Ⓢ 互助会 Ⓢ 職員共済組合 Ⓢ 福利課

月例受付

※事務局へのご連絡の際には、ダイヤルイン又は本庁内線電話番号をご利用ください。
締切・振込日が土・日・休日に重なった場合は変更になります。

互助会	
ダイヤルイン 504-2063 (福利係)	
給付 (本庁内線2358)	締切 20日 支払 翌月20日
火災共済(加入) (本庁内線2355・6)	加入申込 随時 (加入日は翌月1日)
福利課	
ダイヤルイン 504-2060又は本庁内線2357	
財形払戻 (解約・一部払出)	締切 15日 支払 末日
財形積立 (中断・再開)	締切 15日 翌月給与より

職員共済組合	
ダイヤルイン 504-2061 (庶務係) 本庁内線 2362	
普通貸付	締切 5日
特別貸付	貸付 末日
住宅貸付	締切 20日
貸付金借用品	貸付 翌月末日
貸付金繰上償還 (一部返済・全額返済)	受付 10日まで 振込 23日まで 一部返済 (1万円単位) 住宅貸付50万円以上 普通・特別貸付30万円以上
育児・介護休業手当金	締切 20日 支払 翌月25日
ダイヤルイン 504-2062 (保健医療係)	
各種給付金 (本庁内線2371~2373)	締切 10日 支払 翌月10日
コテージ湯の山 (本庁内線2372)	抽選申込締切は利用月の前々月末日 利用月の前月5日抽選・決定 抽選日以後、先着順受付
配布部数の変更について	
全庁フォルダ内のファイルを直接修正できない所属においては次の番号へ必要部数をお知らせください。 福利課厚生係 (互助会管理係) 082-504-2060 (内線81-2357) 配布部数の変更は毎月10日までにお知らせください	

※ 「市立病院機構」職員の財形貯蓄に関する手続きは、

市立病院機構本部事務局経営管理課 **ダイヤルイン 569-7816** まで!!